

# 青森県報

第六百十号

令和五年  
五月十五日  
(月曜日)

## 目次

### 告示

○漁船保険付保義務の発生……………(下北地域)局 ……一

### 公告

○建設業者の許可の取消し……………(東青地域)局 ……一

○右 ……(中南地域)局 ……二

○右 ……(三八地域)局 ……二

○右 ……(上北地域)局 ……二

○右 ……(同) ……三

○右 ……(同) ……三

### 出先機関

○土地改良区の定款変更の認可……………(西北地域)局 ……三

○土地改良区の役員の就任及び退任……………(上北地域)局 ……三

### 公営企業

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(病院)課局 ……四

○右 ……(同) ……四

○右 ……(同) ……五

## 告示

青森県告示第三百四十七号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和五年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

|                              |        |
|------------------------------|--------|
| 発起人の住所及び氏名                   | 加入区の名称 |
| 下北郡大間町大字奥戸字新釜二二の七<br>佐々木 明   | 奥戸     |
| 下北郡大間町大字奥戸字材木村二六の一<br>和田 順一  |        |
| 下北郡大間町大字奥戸字小奥戸四二七の二<br>小谷 幸夫 |        |

## 公告

### 建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 太平ビルサービス株式会社
- 二 代表者の氏名 狩野伸彌
- 三 主たる営業所の所在地 青森市勝田一丁目一八の七
- 四 許可番号 青森県知事許可(特―二)第一五二一八号
- 五 取消年月日 令和五年四月六日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和五年一月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社中央塗工社
  - 二 代表者の氏名 齋藤順司
  - 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字桜ヶ丘一丁目三の二
  - 四 許可番号 青森県知事許可(般―四)第一三二六九号
  - 五 取消年月日 令和五年四月十日
  - 六 取消しに係る建設業の許可  
建築工事業に係る一般建設業の許可
  - 七 取消しの原因となった事実
- 令和五年三月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社石吞鉄筋
  - 二 代表者の氏名 村本雅美
  - 三 主たる営業所の所在地 三戸郡五戸町大字上市川字石上七八の一
  - 四 許可番号 青森県知事許可(般―四)第一四六八号
  - 五 取消年月日 令和五年四月十日
  - 六 取消しに係る建設業の許可  
とび・土工工事業及び鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可
  - 七 取消しの原因となった事実
- 令和五年二月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社中村建設
- 二 代表者の氏名 中村陽平
- 三 主たる営業所の所在地 三沢市本町一丁目五五の五

四 許可番号 青森県知事許可(特―二)第三三六三号

五 取消年月日 令和五年四月七日

六 取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和五年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 円子工務店

二 氏名 円子信一

三 主たる営業所の所在地 上北郡六戸町大字鶴喰字鶴喰二五の一

四 許可番号 青森県知事許可(般―一)第五〇〇四〇六号

五 取消年月日 令和五年四月十八日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和五年一月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 木村建設株式会社

二 代表者の氏名 木村徹

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字相坂字高清水七四の三八

四 許可番号 青森県知事許可(般―三〇)第一二四六三号

五 取消年月日 令和五年四月十八日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業及び造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和五年四月十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、白川溜池土地改良区の定款の変更を令和五年五月一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和五年五月十五日

西北地域県民局長 長 内 昌 彦

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、滝沢平土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和五年五月十五日

上北地域県民局長 雪 森 正 三

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年五月十五日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

| 区役員の別 | 氏名     | 住 所             | 就任及び退任の年月日 |
|-------|--------|-----------------|------------|
| 理事    | 沢居 勝雄  | 上北郡東北町字狼ノ沢一六の二  | 令和五・四・二就任  |
| 〃     | 岡山 孝誠  | 〃 〃 字滝沢平二の一〇一〇  | 〃          |
| 〃     | 吹越 行一  | 〃 〃 字日影林ノ上山四〇〇の | 〃          |
| 〃     | 細井 義信  | 〃 〃 字滝沢平三三八の二   | 〃          |
| 〃     | 沢居 文男  | 〃 〃 二の五七五       | 〃          |
| 〃     | 長久保 則男 | 〃 〃 二の一三五       | 〃          |
| 〃     | 山端 仲憲  | 〃 〃 四七七の二       | 〃          |
| 〃     | 鶴ヶ崎 文雄 | 〃 〃 二の一二一       | 〃          |
| 理事    | 沢居 勝雄  | 〃 〃 字狼ノ沢一六の二    | 五・四・二退任    |
| 〃     | 岡山 孝誠  | 〃 〃 字滝沢平二の一〇一〇  | 〃          |
| 〃     | 吹越 行一  | 〃 〃 字日影林ノ上山四〇〇の | 〃          |
| 〃     | 沢居 文男  | 〃 〃 字滝沢平二の五七五   | 〃          |
| 〃     | 細井 義信  | 〃 〃 三三八の二       | 〃          |
| 〃     | 山端 仲憲  | 〃 〃 四七七の二       | 〃          |
| 〃     | 鶴ヶ崎 文雄 | 〃 〃 二の一二一       | 〃          |

- 一 物品等の名称及び数量  
血液浄化装置 五式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県病院局運営部管理課  
青森市東造道二丁目一の一
- 三 契約の方法  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
令和五年三月二十八日
- 五 落札者の名称及び住所  
みちのくリース株式会社  
青森市橋本一丁目四の一〇
- 六 落札金額  
五百九十七万九千六百元
- 七 落札者を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と  
したものである。
- 八 入札の公告を行った日  
令和五年二月十五日

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年五月十五日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 物品等の名称及び数量  
血液ガス分析装置 八式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県病院局運営部管理課

青森市東造道二丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和五年三月二十八日

五 落札者の名称及び住所

みちのくりース株式会社

青森市橋本一丁目四の一〇

六 落札金額

七百二十三万九千四百三十円

七 落札者を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和五年二月十五日

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年五月十五日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 物品等の名称及び数量

放射線機器保守業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県病院局運営部管理課

青森市東造道二丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和五年三月二十八日

五 落札者の名称及び住所

エム・シー・ヘルスケア株式会社

東京都港区港南二丁目一六の一品川イーストワンタワー一二階

六 落札金額

三億六千六百九十七万二千二百二十円

七 落札者を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和五年二月八日

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭